

鳥谷栄一の 見聞私見



本法の見直し(以下「みどり法」)を確認してみて、基本法との本質的な差異が存在することに気が附たる思いを強くしている。みどり戦略では、これまで有機農業の取組面積割合を25%へ100万haに拡大すること等が掲げられている。「生産力向上と持続性の両立」によりこれを実現するとしているが、取組みは30年代に本格化し、40年代に急伸する。カーブを想定しておらず、イノベーションに大きな依存する形となつていて、その具体的な取組みとして、①高い生産性と物の多様性の低下等、②機械化、電化・水素化等資材のグリーン化、③地球温暖化等への転換、④の確保を図るために農地・森林・海洋への開拓・普及、⑤労働安全性・労働生産性の向上と生産者の組織化などが重要である。

みどり法で欠落した 「自然循環機能」

この「みどり戦略」の動きが施肥管理、エリートツリー等の開発・普及等に基づくき込まれていることには、農業散布、次世代総合的病虫害管理、土壤への負荷の低減」が書かれている。そこで、「みどり戦略」へのアート技術等とともに循環機能」すなわち「循環活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存しつつ、これを促進する機能」には触れていない。有機農業の拡大をうたいながらも、遺伝子操作技術を排除する有機農業の原理と相反する中身を包含する。みどり戦略の基本として置かれるべきはまさに「自然循環機能」であると考えるが、イノベーションの柱とするケノム編集は、このみどり法が持つ基本理念では「環境と調和」が書かれている。そして、この理念の自然観・哲学では、「環境」と「資源」は密接に連携するものである。資源に対する食料システムに対する農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者の理解の下に、これらの技術としてスマートな技術によるピンポイントな技術による「環境と調和」環境技術による「環境と調和」環境システムに対する農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者の理解の下に、これらのが運搬することにより、その確立が図られなければならない。」と記されている。ここで